

令和 8 年第 6 回米子市選挙管理委員会 日程

日 時 令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 4 時

場 所 米子市役所 監査委員室

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 報 告 第 7 号 専決処分について（米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の解任及び選任について）

報 告 第 8 号 専決処分について（米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の解任及び選任について）

議案第 8 6 号 令和 8 年 6 月 2 1 日執行米子市議会議員一般選挙の選挙の効力に関する異議の申出について

第 4 その他

次回選挙管理委員会 令和 8 年 9 月 1 日 午前 1 0 時

本庁舎 4 0 2 会議室

報告第 7 号

専決処分について（米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 7 月 23 日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 8 年 6 月 14 日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、米子市議会議員一般選挙における第２投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和８年６月１４日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の
解任及び選任について

令和８年６月１３日米子市選挙管理委員会の議決を経た「米子市議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の選任について」(令和８年議案第８４号)の第２投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

１ 解任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午前

２ 選任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午前

報告第 8 号

専決処分について（米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 7 月 23 日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 8 年 6 月 19 日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、米子市議会議員一般選挙における第２７投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和８年６月１９日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

米子市議会議員一般選挙における各投票所の投票立会人の
解任及び選任について

令和８年６月１３日米子市選挙管理委員会の議決を経た「米子市議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の選任について」(令和８年議案第８４号)の第２７投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

１ 解任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午前
		無所属	午後

２ 選任する者

立会人名	立会人住所	所属党派	午前/午後
		無所属	午前
		無所属	午後

議案第 86 号

令和 8 年 6 月 21 日執行米子市議会議員一般選挙の選挙の効力
に関する異議の申出について

令和 8 年 7 月 6 日付けで提出のあった異議申出書について次のとおり審
議する。

令和 8 年 7 月 23 日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

別紙 1 のとおり

決 定 書

異議申出人
住所・氏名（省略）

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和8年7月6日付けで提起された同年6月21日執行の米子市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議申出」という。)について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文
本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙の効力を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行った。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

1 事実の経緯

- (1) 米子市選挙管理委員会は、令和7年執行の米子市長選挙から、選挙公報の配布方法を、各世帯への配布から、新聞折込みによる配布に変更した。
- (2) この変更により、新聞を購読していない約2万世帯（市内全世帯約7万世帯のうち約3割）には、新聞折込みでは選挙公報が配布されない状態となった。
- (3) 選管は、希望する者に選挙公報を郵送する補完措置を講じていたが、この制度の周知は広報誌への掲載2回、市ホームページへの掲載及び投票所入場券書面への掲載であり、結果として郵送を希望した世帯は約80件にとどまった。
- (4) 選管は、期日前投票所及び公民館に選挙公報を備え置いていたが、なくなった部数はわずかで、補充が必要となった場所はなく、実際に何部が市民の手に渡ったかを把握していなかった。
- (5) 選管は、市のホームページに選挙公報を掲示したが、選挙公報についての説明のページのアクセス数は3094回、選挙公報のダウンロード数は1836回であった。
- (6) 申出人は投票日前日、選管に対し、選挙公報を入手していない有権者に向けて、防災行政無線等を用いて周知を行うよう要請したが、選管は何らの措置も講じなかった。
- (7) 本件選挙の投票率は37.26%であり、合併後最低を記録した。また当選人と次点者の間の得票差は100票未満であり、定数（26議席）をめぐって237票差の範囲内

に当選者 2 名と落選者 2 名が含まれていた。

2 法律上の主張

- (1) 公職選挙法 170 条 1 項は、選挙公報を選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布すべきことを原則とし、同条 2 項は新聞折込み等への代替を認める場合であっても、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう、補完する措置を講ずるよう努めなければならないと規定している。
- (2) しかし、選管が講じた補完措置は、その周知が著しく不十分であり、同条が要求する努力義務を尽くしたとは認められない。
- (3) したがって、本件選挙の管理執行には、公職選挙法 170 条（及び同条第 2 項の補完措置義務）に違反する瑕疵がある。
- (4) また、当落差はごく僅少であり、選挙公報の不到達により影響を受け得た有権者数はこれを大幅に上回ることから、本件の規定違反は、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるものと言うべきである。

- 3 よって、公職選挙法 202 条第 1 項に基づき、本件選挙の無効を求めて異議を申し出る。

第 2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 選挙無効の判断基準

- (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 205 条は、「選挙の効力に関し異議の申出（中略）があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会（中略）は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し（中略）なければならない」と規定している。
- (2) 上記「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」（昭和 27 年 12 月 4 日最高裁判決）とされ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」（昭和 29 年 9 月 24 日最高裁判決）とされている。
- (3) 当委員会は、本件異議申出に係る申出人の主張について、法第 205 条の規定及び最高裁判所判例に基づき、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討した。

3 当委員会の判断

- (1) 申出人は、本件選挙の管理執行には法第 170 条（及び同条第 2 項の補完措置義務）に違反する瑕疵と主張しているが、同条は、法第 167 条に規定する「衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県知事選挙において、都道府県の選挙管理委員会が発行する、いわゆる義務制選挙公報」の配布について定めたものであり、市議会議員選挙には直接的な適用はされない。

市議会議員選挙においては、法第 172 条の 2 の規定に基づき、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 17 年米子市条例第 11 号。以下「市条例」という。）を制定し、選挙公報の発行及び配布を行っている。

- (2) 市条例第 5 条では、第 1 項において「選挙公報の各世帯への配布」、第 2 項において「第 1 項の規定による配布に代えて、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布」を規定しており、本件選挙においては同条に基づき下記の方法により選挙公報の配布及び広報を行った。

ア 新聞折込みによる配布（日本海新聞・山陰中央新報・読売新聞・朝日新聞・日本経済新聞・毎日新聞・産経新聞 計 47,280 部）

イ 公共施設への常備配置（市役所総合案内所・市内 29 公民館・期日前投票所 4 カ所・米子市文化ホール・米子市福祉保健総合センターふれあいの里・市内 24 郵便局）

ウ 米子市ホームページへの掲載（選挙公報の PDF 版）

エ 希望者への郵送

オ 上記の措置を行うことについて、広報よなご 2025 年 2、3、4 月号及び 2026 年 6 月号・本件選挙の投票所入場券への記載

- (3) これらの方法による選挙公報の配布及び補完措置は、市条例の規定に基づき適正に行っており、本件選挙の選挙公報の配布に関し、何ら法第 205 条に規定する「選挙の規定に違反すること」は存在しない。また、前述の「選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき（昭和 27 年 12 月 4 日最高裁判決）」にも該当しない。

申立人は、新聞折込みの配布数、米子市ホームページのアクセス数、公共施設等への配置数、郵便発送の希望数等が少ないことをもって、補完的な措置が充たされていないと主張するが、選挙公報の配布手段及び補完措置について、有権者全員に郵送される投票所入場券及び原則各世帯に届く広報よなごにおいて具体的に記載しており、その主張は当たらない。

- (4) また、上記のとおり、本件選挙における選挙公報の配布について違法性が存在しない以上、選挙の結果に異動を及ぼす虞はない。

以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がないことから、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年7月29日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第202条第2項の規定による告示の日から21日以内に、文書で鳥取県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。